

特別委員会の設置について

- | | | | | |
|------|---|-----------|-----------------------|-------------------------------|
| 1. 名 | 称 | 予算審査特別委員会 | | |
| 2. 調 | 査 | 目的 | 平成28年度取手市一般会計予算に関すること | |
| 3. 委 | 員 | 定 | 数 | 8名 |
| 4. 調 | 査 | 期 | 間 | 平成28年3月1日から平成28年第1回定例会が閉会するまで |



特別委員会の設置についてに対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成28年3月1日

取手市議会議長

佐藤 清 様

発議者 取手市議会議員

” ”
” ”
” ”
” ”
” ”
” ”
” ”
” ”
” ”
” ”
” ”

赤羽 直一

渡部 日出雄

岩澤 信

小堤 修

佐藤 隆治

石井 めい子

竹原 文蔵

山野 井 隆

入江 洋一

関川 翔

細谷 典男

吉田 宏

提案理由

取手市議会は委員会中心主義として運営されている。これは効率的かつ集中して審議・審査を行うものである。議員定数削減はこれもあり前任期の特別委員より定数を増やすことは疑問がある。
よって委員を数下議員定数の3分の1とするもの

特別委員会の設置についてに対する修正案

特別委員会の設置についての一部を次のように修正する。

予算審査特別委員会の委員定数について12名から8名とする。

一 直 任 示
新 出 日 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新
新 報 新

新 報 新 報 新 報 新 報 新

この修正案は、議院運営法第10条第1項第2号の「特別委員会の委員の定数は、その委員の職名及び任期を定むる法律で定める」との規定に基づき、特別委員会の委員定数を12名から8名とするものである。

意見書案第1号 児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書に対する
修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出します。

平成28年 3月22日

取手市議会議長

佐藤 清 様

発議者 取手市議会議員 齋藤 久代

〃 〃 佐藤 隆治

〃 〃 赤羽 直一

提案理由

原案のままでは誤解を招く恐れがあるため修正するもの。

意見書案第1号 児童扶養手当の抜本的な改善を求める
意見書についてに対する修正案

意見書案第1号 児童扶養手当の抜本的な改善を求める意見書の一部を次のように修正する。

「児童扶養手当を無条件に満額支給」を「児童扶養手当を支給」とする。